直結増圧式給水装置に関する維持管理誓約書

令和　　　年　　　月　　　日

伊丹市上下水道事業管理者　様

申込者　住　　　所

氏　　　名

|  |  |
| --- | --- |
| 建物の所在地 | 伊丹市 |
| 建物の名称 |  |
| 管理責任者  電話 | TEL. |

上記建物に係る給水装置の維持管理について、下記の事項を誓約いたします。

記

（使用者等への周知）

１　 直結増圧式給水装置について次のような特徴を理解し、使用者に周知させるとともに、直結増圧式給水装置による給水についての苦情等を伊丹市上下水道局に一切申し立てません。

1. 停電や故障により増圧ポンプが停止したとき、または制限給水等により一時的な断水や水圧低下に伴う出水不良及び濁水が発生したときには、共用の給水栓を使用します。なお、共用の給水栓使用料金支払いについては、当方の責任において行います。
2. 直結増圧式給水装置を設置した場合は､貯水槽のような貯留機能がないため､伊丹市上下水道局による配水管工事及びメーターの取り替え作業等の計画的な断水及び緊急時の断水の場合には、水の使用ができなくなることを承諾します。

（定期点検等）

２ 直結増圧式給水装置及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、１年以内ごとに１回の定期点検を行うとともに、必要のつど保守点検または修繕を行います。

（損害の補償）

３ 直結増圧式給水装置に起因して、逆流または、漏水が発生し、伊丹市上下水道局もしくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。

（管理人等の変更の届出）

４　 給水装置の所有者及び管理責任者または維持管理の指定業者等に異動もしくは変更が生じたときは、直ちに伊丹市上下水道局に届出いたします。

（条例規定の厳守）

５　 伊丹市水道事業給水条例に規定する給水装置の管理義務を厳守するとともに、官民境界より宅地内は、当方の責任で維持管理（漏水防止、修繕工事）いたします。

（配水管水圧によるポンプ稼動の有無）

６　 配水管水圧の変動により、ポンプが稼動しない場合がありますが、それについて伊丹市上下水道局に一切異議は申し立てません。

（紛争の解決）

７　 上記各項の条件を使用者に周知徹底させ、直結増圧式給水装置に起因する紛争については、当事者間で解決し、伊丹市上下水道局に一切ご迷惑をかけません。

（ポンプの維持管理）

８　 直結増圧式給水装置には、故障等の異常時に管理者や使用者、保守管理委託業者に警報が迅速に伝わるシステムを取り付けます。なお、増圧式給水装置の工事、維持管理を行うものとして、下記のものを指定します。

|  |  |
| --- | --- |
| 指定給水装置工事事業者 | 住　所  氏　名  電　話 |
| 増圧装置設置管理業者 | 住　所  氏　名  電　話(緊急連絡先) |

（既設配管の使用）

９　既設の装置を使用し直結増圧式給水にした場合、これに起因する漏水等の事故については、所有者（設置者）または使用者の責任において解決するとともに、伊丹市上下水道局の指示に従い速やかに改善します。

(誓約書内容の継承)

　　10　当該物件の所有者が変更になる場合は、次の所有者に上記事項を必ず継承します。

問い合わせ先

伊丹市上下水道局　整備保全室

管理課　　給排水設備担当

　　TEL　０７２－７８３－１６５４